

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年（2026年）6月19日（金）

開会 午後2時

閉会 午後3時1分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（16人）

農業委員

1 番 久 野 光 洋

2 番 樋 順 一

3 番 坂 康 彦

4 番 坂 真 知

5 番 荒 谷 知

7 番 蟹 江 永 規

8 番 太 田 錦 臣

9 番 澤 木 眞

10 番 早 川 峰 子

11 番 小 島 康 嗣

12 番 小 野 直 之

農地利用最適化推進委員

北地区 土 方 秀 永

北地区 小 野 剛 憲

南地区 大 村 泰 誉

南地区 井 村 真 道

南地区 今 津 英 伸

3 欠席委員（2人）

6 番 加 古 勝 巳

北地区 山 中 正 直

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 竹 内 直 広

統括主任 平 松 久 知

主 任 菅 家 健 司

主 事 林 美 波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、6月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は5人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議議席番号8番太田 錦臣委員、同じく9番澤木 眞委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第19号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第19号「農地法第3条(委員会)」1ページから2ページについて説明させ

ていただきます。

件数は3件で、田1, 292㎡、畑5, 670㎡、合計6, 962㎡です。

申請番号90号は、経営安定のため、申請番号108号、112号は、経営規模拡大のための3条許可申請です。

以上です。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号90号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号90号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号108号及び112号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号108号及び112号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(澤木委員)

農振の欄はいつから変更されたか。農振農用地は調整区域の色地、農振地域は調整区域の白地、農振地域外は市街化区域の認識でよいか。

(事務局)

2年前のシステム変更の際に表記が変わっています。農振表記についてはその認識で問題ないと思われます。(農業振興地域は農振法により、市街化区域は原則指定できないものとしており、東海市については、農業振興地域は調整区域のみとなっている。)

(坂真知委員)

申請番号112号の申請地のうち加木屋町内堀は対象地に行くまでの道が細いが、耕作はできるか。

(事務局)

本人に確認したところ、徒歩で農地まで行き、管理し耕作するとのことでした。

(近隣地区委員)

この譲受人は、問題のある農家ではないか。農業器具が農地に放置されているとも聞く。

(近隣地区委員)

問題のある農家と聞いている。

(近隣地区委員)

隣地に迷惑をかけていると聞く。

(大村委員)

譲渡人は相続で取得した土地か。

(事務局)

共有名義ですので、相続の可能性が高いと思われます。

管理ができていない等の話は伺いますが、指摘をすると期限までに対応されています。農地法の許可基準のうち許可できないとするほどの理由もないため、許可せざるを得ないと考えます。他市に確認しても管理不足の箇所はあるが、遊休農地の指定もないとのことでした。

(土方委員)

保留にしてはどうか。

(事務局)

保留という制度はありません。不許可とするのであれば、相当の理由を説明できないとできません。

(土方委員)

契約書に農地に問題があれば、所有者が買戻す文言をつけてはどうか。

(坂真知委員)

許可権者は、契約に口を出す立場にありませんし、そのような契約はできないと思われます。

(会 長)

相手もいることであり、事務局の言うとおりに、不許可とする理由もないことから、

許可せざるを得ないと考えます。ただし、許可後も問題がないか注視していく必要があると思われます。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第19号は許可することに決定いたしました。

(会 長)

日程4 議案第20号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第20号「農地法第5条(知事)」3ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑428㎡です。

申請番号102号は、申請者は加木屋町論田で介護施設を営んでおり、利用者増加に伴い、新たに従業員用駐車場を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第3種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものです。資力、信用等に問題はありません。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号102号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号102号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第20号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程5 議案第21号「農用地利用計画変更に係る事前協議(除外)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第21号「農用地利用計画変更に係る事前協議(除外)」4ページから5ページをご説明させていただきます。

件数は4件で、田784㎡、畑1,105㎡の合計1,889㎡です。

申請番号111-1号につきましては、申出者は現在、妻と二人で賃貸住宅に住んでいますが、手狭となったため、父所有地に分家住宅を建築するものです。

申請番号111-2号につきましては、申出者は現在富木島町伏見で美容院を営んでいますが、現在の店舗の賃貸借契約更新できなくなったため、新たに店舗建設用地を確保するものです。

申請番号111-3号につきましては、申出者は高横須賀町藪下で建築板金業を営んでいますが、資材置場及び駐車場が不足するため、新たに用地を確保するものです。

申請番号111-4号につきましては、申出者は、加木屋町二丁目で建築業を営んでいますが、資材置場が不足するため、新たに用地を確保するものです。

なお、今回の申出は全て、農用地区域除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものです。

以上です。

(会 長)

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号111-1号について、早川委員お願いします。

(早川委員)

申請番号１１１－１号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、本日欠席のため、代理で班長の早川委員、申請番号１１１－２号について、お願いします。

(早川委員)

申請番号１１１－２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１１１－３号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号１１１－３号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１１１－４号について、坂 康彦委員お願いします。

(坂 康彦委員)

申請番号１１１－４号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第２１号は、原案のとおり同意いたしました。

日程６ 議案第２２号「基盤強化法第１９条（地域計画）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第22号「基盤強化法第19条(地域計画)」6ページ及び別添資料をご説明させていただきます。

地域計画を修正するにあたり農業委員会に意見を求められているため、お諮りするものです。

変更点は、南地区で地域内の農業を担う者一覧の変更1件、除外予定による位置付けの変更1件でございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。地域計画案に対して、意見なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第22号は、地域計画案に対して、意見なしとすることに決定いたしました。その結果を市へ回答いたします。

(会 長)

日程7 議案第23号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第23号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」7ページ及び別添資料を説明させていただきます。

件数は1件で、畑4,938.60㎡でございます。

相続税の納税猶予を受け申告期限から20年を迎えるため、利用状況を確認するもので、現地踏査において現地確認の結果、農地の利用状況の区分については、自ら所有し、自ら農地として利用している状況となっております。

以上です。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、本日欠席のため、代理で班長の早川委員、申請番号８３号について、お願いします。

(早川委員)

申請番号８３号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただ今から質疑に入ります、御発言のある方は挙手願います。

(樋会長職務代理)

対象農地は耕作されているか。

(事務局)

作付けはされていませんでしたが、管理はされている状況でした。

(樋会長職務代理)

作付けはされていなくても問題ないのか。

(事務局)

税務署に確認したことがあります、草の管理をしていけば問題ないとのことですよ。

(会 長)

資料には農業委員会の意見を記載しなくてはいけないのでないか。

(事務局)

総会の同意を基に、自ら管理していると記載する予定でした。今後は記載したものを議案として提出することとします。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、別添のとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第２３号は、別添のとおり報告することに決定いたしました。

(会 長)

日程 8 報告第 20 号「農地法第 5 条 (届出)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

報告第 20 号「農地法第 5 条 (届出)」8 ページから 11 ページをご説明させていただきます。

件数は、所有権移転が 3 件で、畑 10, 645.66 m²です。

転用目的は、資材置場 2 件、住宅建築 1 件です。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、日程 8 報告第 20 号「農地法第 5 条 (届出)」を終了いたします。

(会 長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 太田 錦臣

署名委員 澤木 眞